

ID: 1892

担当部署: 上下水道課

処分の概要	雨水貯留浸透施設整備計画の認定
法令名称 根拠条項	下水道法 第25条の10第1項
法令番号	昭和33年法律第79号
<p>【基準】</p> <p>法第25条の10及び第25条の11の規定による。 (雨水貯留浸透施設整備計画の認定)</p> <p>第25条の10 浸水被害対策区域(特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。)において、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。)の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。)を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。</p> <p>2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 雨水貯留浸透施設の位置 (2) 雨水貯留浸透施設の規模 (3) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備 (4) 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 (5) 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間 (6) その他国土交通省令で定める事項 <p>3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第25条の11 公共下水道管理者は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 (2) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (3) 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。 (4) 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (5) 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。 	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日